

報告第6号

令和7年度三芳町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、
令和7年度三芳町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月1日提出

三芳町長 林 伊 佐 雄

令和7年度 三芳町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入 特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	総務費	1 総務管理費	237,555,000	228,782,712		194,660,712			34,122,000
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	6,600,000	6,600,000		6,600,000			
3	民生費	2 児童福祉費	14,509,000	8,648,906	577,906	8,071,000			
8	土木費	2 道路橋梁費	93,424,000	84,786,202			62,100,000		22,686,202
8	土木費	4 都市計画費	8,778,000	8,778,000					8,778,000
合 計			360,866,000	337,595,820	577,906	209,331,712	62,100,000	0	65,586,202